

一審	労災			雇用		徴収法	
不服理由	保険給付に関する決定	事業主からの費用徴収に関する処分	左記以外の処分に不服がある場合	①被保険者資格の得喪の確認に関する処分 ②失業等給付に関する処分 ③不正受給による返還命令又は納付命令に関する処分	左記以外の処分に不服がある場合 ①雇用安定事業等に関する処分等	①概算保険料の認定決定の処分 ②確定保険料の認定決定の処分	左記以外の処分に不服がある場合 ①継続事業の一括の不認可 ②追徴金の徴収の決定 ③印紙保険料の認定決定 ④督促状による督促等
請求先	労働者災害補償保険審査官 審査請求	都道府県労働局長 異議申立て	厚生労働大臣 審査請求	雇用保険審査官 審査請求	厚生労働大臣等 異議申立て・審査請求	都道府県労働局歳入徴収官 異議申立て	厚生労働大臣 審査請求
期限	60日以内	(60日以内)	(60日以内)	60日以内	(60日以内)	60日以内	60日以内
請求方法	文書または口頭	(文書)	(文書)	文書または口頭	(文書)	文書	文書
二審	↓			↓		↓	
再審査理由	①労働者災害補償保険審査官の決定に不服がある場合 ②審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないとき	処分に不服がある場合		①雇用保険審査官の決定に不服がある場合 ②審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないとき		都道府県労働局歳入徴収官の決定に不服がある場合	
請求先	労働保険審査会 再審査請求	厚生労働大臣 審査請求		労働保険審査会 再審査請求		厚生労働大臣 審査請求	
期限	60日以内	(30日以内)		60日以内		30日以内	
請求方法	文書	(文書)		文書		文書	

一審	健保		厚年		国年		国保	介保
不服理由	①被保険者資格に関する処分 ②標準報酬に関する処分 ③保険給付に関する処分	①保険料その他徴収金の賦課・徴収の処分 ②滞納処分	①被保険者の資格に関する処分 ②標準報酬に関する処分 ③保険給付に関する処分	①保険料その他徴収金の賦課・徴収の処分 ②滞納処分 ③脱退一時金に関する処分	①被保険者の資格に関する処分 ②給付に関する処分 ③保険料その他国年法の規定による徴収金に関する処分	脱退一時金に関する処分	①保険給付に関する処分 ②保険料その他徴収金の処分	①保険給付に関する処分 ②保険料その他徴収金の処分 ※要介護認定・要支援認定を含む
請求先	社会保険審査官 審査請求	社会保険審査会 審査請求	社会保険審査官 審査請求	社会保険審査会 審査請求	社会保険審査官 審査請求	社会保険審査会 審査請求	国民健康保険審査会 審査請求	介護保険審査会 審査請求
期限	60日以内	60日以内	60日以内	60日以内	60日以内	60日以内	60日以内	60日以内
請求方法	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭
二審	↓		↓		↓			
再審査理由	①社会保険審査官の決定に不服がある場合 ②審査請求をした日から60日以内に決定がないとき		①社会保険審査官の決定に不服がある場合 ②審査請求をした日から60日以内に決定がないとき		①社会保険審査官の決定に不服がある場合 ②審査請求をした日から60日以内に決定がないとき			
請求先	社会保険審査会 再審査請求		社会保険審査会 再審査請求		社会保険審査会 再審査請求			
期限	60日以内		60日以内		60日以内			
請求方法	文書または口頭		文書または口頭		文書または口頭			